

Q クーリングオフができる「一定の期間」とは、具体的には、何日間なのですか？

A 訪問販売・電話勧誘販売・特定継続的役務提供においては8日間、連鎖販売取引・業務提供誘引販売取引においては20日間です。通信販売についても、今回の改正で、返品可否や条件に関する特約を広告に表示していないときは、8日間の間、契約の解除ができるようになりました。

Q クーリングオフは、「指定商品・指定役務」といって、政令で規定された商品、役務(=サービス)、権利についてしかできないと聞いたことがあります、本当ですか？

A 確かに、今回の改正までは、特定商取引法自体、「指定商品・指定役務」制といって、指定商品、指定役務、指定権利として政令で指定されたもののみを規制対象としていました。

しかし、今回の改正で、「指定商品・指定役務」制は廃止され、原則として、全ての商品、役務について特定商取引法の規制対象とし、一定の例外に該当するもののみ、適用除外として規制から外れることとされました。

但し、「指定権利」制は維持され、権利の販売については、政令により指定されたもののみが規制対象となります。現在、指定権利は、①保養のための施設又はスポーツ施設を利用する権利、②映画、演劇、音楽、スポーツ、写真又は絵画、彫刻その他の美術工芸品を鑑賞し、又は観覧する権利、③語学の教授を受ける権利の3つだけです。

## コラム Q & A

## 改正特定商取引法 3

Q では、どのような場合が、適用除外とされるのですか？

A 適用除外には2種類あり、①特定商取引の規定が全面的に適用されないものと、②クーリングオフ等の一部の規定が適用されないものがあります。もっとも、一般消費者が注意すべきなのは、②の方だと思われるので、この点についてのみ説明します。

(a) 営業所以外の場所で消費者を呼び止めて、飲食店での飲食、マッサージ、カラオケボックスの施設利用、海上タクシーの利用を行わせた場合、事業者は、消費者に対して書面交付義務を負わず、消費者は、クーリングオフできません。

(b) 自動車販売、自動車リースについては、相当長期にわたって交渉が行われるのが普通なので、クーリングオフできません。

(c) 電気、ガス、熱供給、葬式のための祭壇の貸与といった役務提供については、クーリングオフの制度を設けてしまうと、事業者が8日間のクーリングオフ期間が経過するまでサービス提供を控えてしまう可能性があり、そうすると消費者の利益を著しく害するため、クーリングオフできないこととされています。

(d) 健康食品、化粧品、織物、生理用品、防虫剤・殺虫剤等々の消耗品については、少しでも使用すると価値が著しく減少するため、クーリングオフできません。

(e) 3,000円未満の現金による販売は、クーリングオフできません。\_